

福岡県公報

平成22年3月17日
第3087号

目次

告示(第472号-第484号)

公共測量の実施	(県土整備総務課)	1
公共測量の実施	(県土整備総務課)	1
公共測量の実施	(県土整備総務課)	2
公共測量の実施	(県土整備総務課)	2
公共測量の実施	(県土整備総務課)	2
公共測量の実施	(県土整備総務課)	2
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	2
保安林の所在場所等	(森林保全課)	3
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	3
福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	(会計管理局会計課)	3
福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	(会計管理局会計課)	4
福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	(会計管理局会計課)	4
道路の供用の開始	(道路維持課)	4
公 告			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課)	5
福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(自然環境課)	5
競争入札参加者の資格等	(総務事務センター)	5
一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	7
公安委員会			

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

(警察本部交通規制課) 9

猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催(警察本部生活環境課)11

告 示

福岡県告示第472号

測量法(昭和24年法律第188号)第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年3月17日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 測量の種類
公共測量(1・2・3級基準点測量)
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
飯塚市柏の森～嘉麻市熊ヶ畑	平成22年1月20日から 平成22年3月25日まで

福岡県告示第473号

測量法(昭和24年法律第188号)第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年3月17日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 測量の種類
公共測量(1・3級基準点測量)
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
一般県道鶴三緒田川線(飯塚市上三緒～飯塚市高倉)	平成22年1月21日から 平成22年3月25日まで

福岡県告示第474号

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年3月17日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（1・3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
主要地方道筑紫野筑穂線（飯塚市山口～飯塚市平塚）	平成22年2月26日から 平成22年3月25日まで

福岡県告示第475号

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年3月17日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（1・2・3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
一般国道200号（飯塚市勢田～飯塚市桑曲）	平成22年1月21日から 平成22年3月25日まで

福岡県告示第476号

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年3月17日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（1・3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
一般県道口の原稲築線（飯塚市元吉～嘉麻市鴨生） 一般県道下山田碓井線（嘉麻市下山田～嘉麻市西郷）	平成22年2月25日から 平成22年3月25日まで

福岡県告示第477号

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年3月17日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（1・3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
一般県道才田筑前内野停車場線（嘉麻市才田～飯塚市内野）	平成22年2月25日から 平成22年3月25日まで

福岡県告示第478号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡

中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年3月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 サニー須恵店
- (2) 所在地 福岡県糟屋郡須恵町大字須恵字赤坂488番1号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第479号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成22年3月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林の所在場所

糸島市二丈福井字陣ノ尾508、字大久保534の1、534の2、558

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第480号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成21年3月福岡県告示第537号福岡都市計画下水道事業福岡公共下水道（福岡市施行）の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成22年3月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 事業施行期間

昭和5年4月1日から平成28年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成21年3月25日福岡県告示第537号の事業地のうち次の地内において事業地を変更する。

福岡市東区香椎照葉五丁目及びみなと香椎一丁目の各一部
福岡市西区大字太郎丸、元浜一丁目及び大字元岡の各一部

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第481号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成22年3月17日

福岡県知事 麻生 渡

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日

新	1	福岡市博多区吉塚本町13番55号 博多サンヒルズホテル2階	福岡市南区花畑4-7-1 福岡自動車運転免許試験場内 ほか37箇所 (今回変更した売りさばき所) 糸島市前原中央1-6-1 財団法人福岡県警友会 糸島支部 八女市黒木町桑原212-1 財団法人福岡県警友会 八女支部	財団法人 福岡県警友会 糸島支部 については 平成22年1月1日
旧			財団法人 福岡県警友会	福岡市南区花畑4-7-1 福岡自動車運転免許試験場内 ほか37箇所 (今回変更した売りさばき所) 前原市前原中央1-6-1 財団法人福岡県警友会 糸島支部 八女郡黒木町大字桑原212-1 財団法人福岡県警友会 八女支部

福岡県告示第482号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成22年3月17日

福岡県知事 麻生 渡

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	32	福岡市中央区天神2丁目13番1号 株式会社福岡銀行	福岡市中央区天神2丁目13番1号 株式会社福岡銀行本店ほか54箇所 (今回変更した売りさばき所) 糸島市前原中央3丁目19番36号 株式会社福岡銀行前原支店 八女市黒木町黒木130-1 株式会社福岡銀行黒木支店	株式会社 福岡銀行前原支店については 平成22年1月1日

旧		福岡市中央区天神2丁目13番1号 株式会社福岡銀行本店ほか54箇所 (今回変更した売りさばき所) 前原市前原中央3-19-36 株式会社福岡銀行前原支店 八女郡黒木町黒木130-1 株式会社福岡銀行黒木支店	株式会社 福岡銀行黒木支店については 平成22年2月1日
---	--	---	------------------------------------

福岡県告示第483号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成22年3月17日

福岡県知事 麻生 渡

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	113	糸島市浦志二丁目3番1号 糸島保健福祉事務所内 糸島食品衛生協会 会長 幸田敏身	糸島市浦志二丁目3番1号 糸島保健福祉事務所内	平成22年 1月1日
旧			前原市浦志二丁目3番1号 糸島保健福祉事務所内	

福岡県告示第484号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年3月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年3月17日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間

福岡	495号	古賀市花見東1丁目1862番6先から 古賀市花見東1丁目1861番2先から
福岡	495号	古賀市花見東1丁目1851番37先から 古賀市花見東1丁目1851番33先から

公 告

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第20条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成22年3月17日

福岡県知事 麻 生 渡

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

株式会社今泉建設工業

(2) 所在地

福岡県古賀市青柳町242番地3

(3) 代表者

代表取締役 今泉 淳

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

平成22年3月1日

4 処分の理由

事業者が、平成22年2月5日午後4時、福岡地方裁判所から破産手続開始の決定を受けたため、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号イに該当する者に該当したことにより、法第14条の3の2第1項第1号の規定に該当するに至ったため

公告

温泉法に基づく「申請に係る処分」に係る審査基準及び標準処理期間の一部改正について、次のとおり意見を募集します。

平成22年3月17日

福岡県知事 麻 生 渡

1 意見募集期間

平成22年3月17日から平成22年4月15日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県環境部自然環境課に備え置きます。

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成22年3月17日

福岡県知事 麻 生 渡

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

保管場所管理システム用標章印字機賃貸借

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

㍿ 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

㍿ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

㍿ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

- (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの
- エ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 障害者雇用状況
- キ 子育て応援宣言登録

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

キ 役員名簿

ク 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

ケ 営業概要表（様式第5号）

コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

ソ I S O 9000シリーズ及びI S O 14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

タ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し

チ 返信用封筒（380円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書（有償）の入手先

- ア 名称 政府刊行物県庁内サ - ビスステ - ション
- イ 住所 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）
- ウ 電話 092 - 641 - 7838

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

- ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班
- イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

ウ 電話 092 - 643 - 3092 (ダイヤルイン)

(4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成22年4月16日(金)までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知(郵送)する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成23年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成23年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年3月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

保管場所管理システム用標章印字機賃貸借

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成22年7月1日から平成27年6月30日までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部交通部駐車対策課が指定する場所

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成19年3月福岡県告示第711号)」に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション(福岡県庁地下総合売店)

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 641 - 7838

(2) 申請書の価格

一部500円(消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。)

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 643 - 3092

4 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成22年4月27日現在において、次の条件をすべて満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA又は同規模の実績をもつA(履行証明書を提出すること)

(2) 当該物品を迅速かつ確実に指定場所に納品、設置できると認められる者

(3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供でき

- ると認められる者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092 - 641 - 4141 内線6675
- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
- (1) 期間等
平成22年3月17日（水）から平成22年4月26日（月）までの県の休日を除く毎日、午前9時30分から午後5時30分まで
- (2) 場所
5の部局とする。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の受領期限及び提出場所
- (1) 受領期限
平成22年4月27日（火）午後5時45分
- (2) 提出場所
5の部局とする。
- (3) 提出方法
直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。
- 10 開札の日時及び場所

- (1) 日時
平成22年4月28日（水）午前10時00分
- (2) 場所
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部入札室（地下1階北側）
- 11 落札者がいない場合の措置
開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。
- 12 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合
- (2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合
- 13 入札の無効
次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会の要請があった場合は、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他詳細は入札説明書による。

16 Summary

A leasing contract for printers that are going to print stickers certifying official recognition that the owner of the motor vehicle with such a sticker on has a parking space for such a motor vehicle

(1) Articles and Quantity

A leasing contract for 34 units of the aforementioned items

(2) Time Limit of Tender

5:45 PM on April 27, 2010

(3) Section where to inquire about this Notice of Tender

Accounting Section, General Affairs Division, Fukuoka Prefectural Police Headquarters

7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8576, Japan

Tel 092-641-4141 (Ext 6675)

公安委員会

福岡県公安委員会規則第7号

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成22年3月17日

福岡県公安委員会

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

福岡県道路交通法施行細則（昭和47年福岡県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1一般国道の部3号の項中「柳町1丁目4775番4地先」を「片上町458番4」に改め、同部202号の項中「から糸島市二丈福井」を「から同市二丈福井」に改め、同部208号の項中

「大牟田市船津町467番3から大川市大字向島字出来島2162番まで」を

大牟田市船津町467番3から大川市大字向島字出来島2162番まで

大牟田市岬町1番16から柳川市大和町栄字東浦田1487番1まで

に改め、同部385号の項中

福岡市南区老司2丁目138番3地先から同区清水1丁目20番56地先まで

久留米市城島町江島638番1先の福岡県と佐賀県との境界から大川市大字本木室522番7先まで

を

福岡市南区老司4丁目3番6地先から同区清水2丁目7番10地先まで

久留米市城島町江島638番1先の福岡県と佐賀県との境界から大川市大字本木室522番7先まで

に改め、同部495号の項中「大字

筑紫郡那珂川町片縄8丁目116番先から同町片縄東1丁目638番31先まで

頓田2761番1地先」を「大字竹並1164番1地先」に改め、同部497号の項中

福岡市西区福重3丁目483番4先から糸島市東字スス町339番先まで

を

福岡市西区福重3丁目483番4先から糸島市東字スス町339番先まで

糸島市二丈鹿家字深浜2478番3から同市二丈鹿家字包石2533番12先の福岡県と佐賀県の境界まで

に改め、同表県道の部下到津戸畑線

の項中

北九州市小倉北区下到津4丁目67番地先から同区下到津1丁目171番2地先まで

を

北九州市小倉北区下到津4丁目67番地先から同区下到津1丁目171番2地先まで

北九州市小倉北区中井4丁目106番3地先から同区井堀3丁目9番11地先まで

に改め、同部福岡日田線の項の次に

次のように加える。

別府比恵線	福岡市博多区空港前1丁目7番44地先から同区大字下臼井967番1地先まで
	糟屋郡志免町大字別府563番1先から同町大字別府678番3先まで

別表第1県道の部福岡篠栗線の項の次に次のように加える。

福岡筑紫野線	福岡市南区大橋2丁目231番地先から同区横手南町843番1地先まで
	春日市桜ヶ丘1丁目3番1先から筑紫野市針摺東3丁目30番20先まで

別表第1県道の部南関大牟田北線の項中「大字唐船178番1先」を「昭和開162番先」に改め、同部水田大川線の項の次に次のように加える。

谷垣徳増線	柳川市大和町栄1488番1先から同市大和町徳増418番先まで
-------	--------------------------------

別表第1県道の部小郡基山線の項の次に次のように加える。

筑紫野インター線	筑紫野市武蔵4丁目196番7先から同市武蔵4丁目155番1先まで
----------	----------------------------------

別表第1県道の部黒崎開濃施線の項の次に次のように加える。

山田中原福岡線	筑紫郡那珂川町今光3丁目10番先から同町今光1丁目66番先まで
片縄下白水線	筑紫郡那珂川町片縄8丁目116番先から同町今光1丁目66番先まで

別表第1県道の部別府比恵線の項を削り、同表市道の部二島片山1号線の項の次に次のように加える。

折尾頓田線	北九州市若松区大字弘川110番地先から同区大字竹並1161番1地先まで
-------	-------------------------------------

別表第1市道の部千防1号線の項の次に次のように加える。

中原中原東1号線	北九州市戸畑区大字中原46番35から同区中原東3丁目1番1地先まで
境川1号線	北九州市戸畑区境川1丁目100番15地先から同区境川2丁目16番32地先まで

別表第1市道の部西港町1号線の項の次に次のように加える。

井堀1号線	北九州市小倉北区井堀4丁目7番12地先から同区井堀3丁目1番31地先まで
中井1号線	北九州市小倉北区中井5丁目17番9地先から同区中井5丁目100番13地先まで
井堀2号線	北九州市小倉北区井堀4丁目8番11地先から同区井堀3丁目10番1地先まで

別表第1市道の部石城町497号線の項の次に次のように加える。

下臼井博多駅線	福岡市博多区大字下臼井967番1地先から同区東光2丁目4番2地先まで
上牟田清水1号線	福岡市博多区半道橋2丁目42番1地先から同区半道橋1丁目43番地先まで
上牟田清水2号線	福岡市博多区半道橋1丁目43番地先から同区南区清水2丁目13番1地先まで

別表第1市道の部千代今宿線の項の次に次のように加える。

博多駅東線	福岡市博多区東比恵1丁目13番1地先から同区東光1丁目67番地先まで
-------	------------------------------------

別表第1市道の部港福浜線の項中「伊崎87番2地先」を「荒津2丁目20番地先」に改め、同部唐人町豊浜線の項の次に次のように加える。

上牟田清水3号線	福岡市南区清水2丁目13番1地先から同区清水2丁目7番10地先まで
----------	-----------------------------------

福岡筑紫野2号線	福岡市南区塩原4丁目159番地先から同区大橋2丁目231番地先まで
豊浜拾六町線	福岡市西区愛宕4丁目4276番30地先から同区下山門1丁目353番7地先まで

別表第1市道の部西新荒江線の項の次に次のように加える。

西新通線	福岡市早良区百道浜2丁目902番34地先から同区百道浜1丁目901番11地先まで
------	--

別表第1市道の部東新町2丁目瓦町線の項の次に次のように加える。

浄真町駅西通線	大牟田市浄真町4番3地先から同市岬町1番13地先まで
---------	----------------------------

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

福岡県公安委員会告示第64号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

平成22年3月17日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所

日 時	場 所
平成22年4月13日（火） 13：00～16：00	福岡県筑紫野市大字柚須原223番地25 福岡県立総合射撃場

2 講習の使用銃種、射撃方式及び受講可能人数

使用銃種	射撃方式	受講可能人数
大口径ライフル銃	大口径ライフル銃等射撃	6名
ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃		

散弾銃	スキート射撃	6名
	トラップ射撃	

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合する実包を必ず持参すること。
- (5) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。